

建設工事審査委員会における工事成績の採択基準 について

平成17年4月1日

(趣旨)

第1 この基準は、阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）で定められた処分のほかに、阿波市建設工事請負業者選定要綱（平成17年阿波市告示第12号）に基づいて、建設工事審査委員会において、指名競争入札に参加する請負業者を選定するに当たっての請負業者の工事成績を採択する基準を定め、請負工事の適正な施行を図るものとする。

(指名の制限の基準)

第2 建設工事審査委員会は、請負業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該各号に掲げる指名制限を行うことができる。

- (1) 市の行うしゅん工検査の際の工事成績の採点が60点未満のもの 2箇月以内の制限
- (2) 市の行うしゅん工検査の際の工事成績の採点が60点以上65点未満の成績が続いた場合 2箇月以内の制限
- (3) 市の行うしゅん工検査の際の阿波市工事検査規程（平成17年阿波市訓令第23号）第7条の修補工事の請求を受けたもの 2箇月以内の制限
- (4) 工事施工途中において市の監督員又は中間検査の検査員から工事の不良について再三にわたり注意を受けたもの 1箇月以内の制限

(不良工事の報告)

第3 建設工事の施工を担当する課長は、第2各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、速やかに、別記様式による不良工事報告書を当該建設工事を所掌する部長から建設工事審査委員会委員長に提出しなければならない。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

建設工事審査委員会
委員長 様

部長 

不 良 工 事 報 告 書

不良工事について、次のとおり報告します。

商号又は名称・代表者氏名	
営 業 所 所 在 地	
許 可 番 号 ・ 許 可 年 月 日	
不 良 工 事 の 工 事 名	
工 事 箇 所	
不 良 工 事 発 生 年 月 日	
不 良 工 事 発 生 場 所	
不 良 工 事 の 内 容	
措 置 状 況	